

## 水産物流通 EDI ネットワークシステム利用規約

### (目的)

第1条 本規約は、水産物流通 EDI ネットワークシステム(以下「マリネット」という。)の円滑な運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義及び範囲)

第2条 マリネットとは、利用する出荷者、仲卸業者、売買参加者及び卸売業者等(以下「利用事業者」という。)が、取引に伴い発生する各種情報を電子化して交換することを支援するシステムであり、築地市場協会(以下「協会」という。)が所有または設置するハードウェア群及びそれに関わるソフトウェア群をいう。

### (開発及び運用)

第3条 協会は、マリネットを開発し、運用する。

2 協会は、利用事業者が利用開始するとき、利用形態を変更するとき或いはマリネットの仕様を変更するときは、利用事業者に対して適切な支援を行う。

3 協会は、マリネットの開発及び運用について必要のあるときは、利用事業者と個別に協議するものとする。

### (利用時間)

第4条 マリネットは、毎日24時間利用可能とする。ただし、次の各号に該当する場合は、事前に利用事業者へ通知することなく運用を中断、又は停止することがある。

- (1) 機器等の保守を行う場合
- (2) 火災、停電又は天候等によりマリネットの運用ができなくなった場合
- (3) 協会が運用上又は技術上必要があると認めた場合

### (利用希望事業者)

第5条 マリネットの利用を希望する出荷者、仲卸業者、売買参加者及び卸売業者等(以下「利用希望事業者」という。)は、次に掲げる事項を記入し、別記様式により協会に申請するものとする。

- (1) 氏名(団体にあつては団体名及び担当者名)
- (2) 連絡先(住所、電話番号及びFAX番号)
- (3) Eメールアドレス

2 利用希望事業者は、次の各号の資格を有する事業者とする。

- (1) 東京都中央卸売市場築地市場の開設者が許可承認した仲卸業者あるいは売買参加者であること。
- (2) 東京都中央卸売市場築地市場の卸売会社と取引のある出荷者(団体あるいは個人)であること。

(3) 協会が東京都中央卸売市場築地市場の卸売会社7社と協議の上、特別に認めた事業者であること。

#### (利用承認)

第6条 協会は、利用希望事業者からマリネットの利用の申し入れがあった場合、審査において適切と認めた場合は、利用希望事業者の利用を承認する。

2 マリネットの利用について、取引当事者(東京都中央卸売市場築地市場卸売会社および利用希望事業者)双方の同意が必要である。

3 第1項の承認及び第2項の同意をもって、利用希望事業者は、利用事業者となる。

4 協会は、第1項の承認、不承認に関わらず、利用希望事業者に審査結果を通知する。

#### (ユーザー名及びパスワード)

第7条 ユーザー名及びパスワードの通知

協会は、貸与する会員識別記号(以下「ユーザー名」という。)及びパスワード を利用事業者に通知する。

第8条 パスワードの変更

ユーザー名及びパスワードは変更になる場合がある。この場合は協会から事前に通知する。

第9条 ユーザー名及びパスワードの管理

利用事業者は、自己の責任においてユーザー名及びパスワードを管理するものとし、第三者に譲渡、売買、名義変更及び利用させてはならない。

#### (変更届)

第10条 申込み内容に変更が生じた場合の届出

利用事業者は、次に各号に該当する場合は、速やかに協会に届け出るものとする。

(1)申込申告内容に変更のあった場合

(2)利用を中止しようとする場合

#### (利用上の遵守事項)

第11条 利用事業者はマリネットの利用において、協会が行うマリネットの運用に協力するものとする。

#### (取引関連情報の搭載及びその条件)

第12条 利用事業者は、取引に伴う各種情報をマリネットに搭載するものとする。

2 利用事業者は、マリネットに搭載した次の各号の取引関連情報を自らが行った取引についてのみ利用することができる。

(1) 仕切情報

(2) 売渡情報

3 利用事業者は、マリネットに搭載した次の各号の情報を利用することができる。

(1) 上記2の各号の情報で使用される各種マスター情報

4 協会は、利用状況を把握するため、マリネットに搭載した次の各号の情報を利用することができるものとする。

(1) 利用事業者からマリネットへのアクセス記録

(2) マリネットを介して交換される取引関連情報のデータ容量情報

5 利用事業者がグローバルロケーションナンバーを取得していない場合、協会は、マリネットでの運用に限定した識別番号を利用事業者に付与することができる。

6 マリネットを介して交換する情報の詳細については、協会と利用事業者で協議して定めるものとする。

7 協会は、利用事業者がマリネットを介して授受した情報について、第三者が損害を被った場合その責を負わないものとする。

8 協会は、利用事業者がマリネットに搭載した取引関連情報が公序良俗に反する恐れのある場合は、その搭載を拒否することができる。

(著作権等)

第13条 マリネットの著作権は、(財)食品流通構造改善促進機構が有するものである。

(運用経費)

第14条 協会は、マリネットに関わる次の各号の経費を負担する。

(1) マリネットのハードウェア及びソフトウェアの導入費及び維持管理費

(2) 稼動状況を把握するために必要なログのバックアップ取得及びマスターデータの更新を含む保守運用経費

(3) 利用希望事業者への利用申請書類の連絡にかかる経費

(4) 利用希望事業者への利用許可または不許可の連絡にかかる経費

(5) 利用事業者へのユーザー名及びパスワードやマニュアルの配布にかかる経費

2 利用希望事業者は、マリネットの利用申請に関わる次の各号の経費を負担する。

(1) 協会への利用申請書類の連絡にかかる経費

3 利用事業者は、マリネットの利用に関わる次の各号の経費を負担する。

(1) マリネット以外の機器及び設備

(2) マリネットへの回線接続

(3) マリネットを介した情報の授受に必要な処理及び操作

4 マリネットの運用に際して、利用事業者からの特別の要求によりマリネットの開発等が必要とされる場合は、利用事業者の負担とする。

(データ保存期間)

第15条 マリネットのデータ保存期間は7日間(休市日を含む)とする。

(メンテナンス等によるマリネットの一時停止)

第16条 協会が、定期的なメンテナンスその他の理由により、マリネットの運用を1日以上一時停止する場合、原則としてその1週間前までに利用事業者に通知する。

2 一時停止期間の前日17:00に運用を停止し、一時停止期間の翌日9:00に運用を再開する。

(マリネット運用の停止)

第17条 協会が、自らの事情によりマリネットの運用を停止する場合、その6ヶ月前までに利用事業者に通知する。

2 利用事業者が、マリネットの利用を停止する場合、その1ヶ月前までに協会に通知する。

(個人情報等の守秘義務)

第18条 協会及び利用事業者は、マリネットに登録された個人情報等について、守秘義務を有する。

(免責)

第19条 地震、火災、戦争、破壊行為等の天災ないしは人災及びその他予期しない要因によって、マリネットにより保存または提供された情報が紛失あるいは破壊される等、利用事業者が被ったいかなる損害についても、協会はその責任を免ぜられるものとする。

(協議)

第20条 協会は、本規約の定めのない事項について必要のあるときは、利用事業者と協議するものとする。

(規約の改正)

第21条 本規約を改正する場合は、改正規約を公表し、3ヶ月間の周知期間をおいて施行することとする。

附則

本規約は、平成14年4月1日から施行する。